

### 【記載例3】（国外転出）

平成29年8月23日に国外転出をすることとなった方が、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、確定申告期限（平成30年3月15日）までに確定申告をする場合（国外転出時課税の計算上生じた損失を配当所得から控除する場合）

- 1 国外転出の時（平成29年8月23日）に所有等している対象資産
  - (1) 上場株式（銘柄等：A不動産）【上場株式等に該当】
    - ・「国外転出の時の価額」 120,000,000円
    - ・「取得費」 125,000,000円
  - (2) 公社債（銘柄等：第〇回 C電気）【上場株式等に該当】
    - ・「国外転出の時の価額」 10,000,000円
    - ・「取得費」 8,000,000円
  - (3) 未公開株式（銘柄等：B興産）【一般株式等に該当】
    - ・「国外転出の時の価額」 30,000,000円
    - ・「取得費」 20,000,000円
  - (4) 未決済デリバティブ取引（銘柄等：為替証拠金）
    - ・「国外転出の時の利益の額」 5,000,000円
- 2 給与収入
 

・「給与収入」 17,200,000円	・「所得金額」 15,000,000円
---------------------	---------------------
- 3 配当収入（銘柄等：A不動産）【上場株式等の配当等に該当】
 

・「配当収入」 5,000,000円	・「配当所得」 5,000,000円
--------------------	--------------------

#### 《記載手順》

時までに届出の  
国外転出の

「所得税の納税管理人の届出書」を作成します。（2ページ参照）

確定申告期限（翌年3月15日）までに提出

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」を作成します。（3～4ページ参照）

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。（5～7ページ参照）

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」を作成します。（8ページ参照）

「申告書B第一表」、「申告書B第二表」、「申告書第三表」を作成します。（9ページ参照）

※ 申告書B第一表及び第二表の記載方法は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参考にしてください。

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合は、最寄りの税務署にお尋ねください。



所得税・消費税の納税管理人の届出書

納税地 〇〇 税務署長	住所 <sup>○</sup> ・居住地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒〇〇〇-××××) 〇市××町△△1-2-3 (TEL 〇〇〇-△△△-××××)	
	上記以外の住所・居住地・事業所等 (〒 - ) (TEL - - )	
フリガナ	コクゼイ イチロウ	
氏名	国税 一郎	生年月日 大正 昭和三十二年一月十二日生 平成
個人番号	〇:〇:〇:〇:△:△:△:△:×:×:×:×	
職業	会社員	フリガナ 屋号

所得税・消費税の納税管理人として、次の者を定めたので届けます。

1 納税管理人

〒 ××× - ××××

住所

(居所) 〇市××町△△4-5-6

フリガナ トウキョウ タロウ

氏名 東京 太郎



本人との続柄 (関係) 関与税理士

職業 税理士

電話番号 △△△ - ××× - 〇〇〇〇

2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所

789, ×××, △△△, 〇〇〇〇

3 納税管理人を定めた理由

海外勤務のため

4 その他参考事項

(1) 出国 (予定) 年月日 平成 29 年 8 月 23 日 ・ 帰国予定年月日 平成 32 年 8 月 23 日

(2) 国内で生じる所得内容 (該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。)

事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得

上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合 ( )

(3) その他

国外転出時課税の適用予定

関与税理士  
東京 太郎  
(TEL △△△-×××-〇〇〇〇 )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )						

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成 29 年分】

整理番号

住所	○市××町△△1-2-3		フリガナ氏名	コケイ イチロウ 国税 一郎
電話番号(連絡先)	○○○-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名(電話)
				東京 太郎 (△△△-×××-○○○○)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の場合 (所法60条の2)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の日	平成 29 年 8 月 23 日	・平成 19 年 8 月 23 日 ～平成 29 年 8 月 22 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3月前の日)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 贈与の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 相続開始の日	平成 年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)	
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円	
	雑所得 (その他)				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡	30,000,000	20,000,000	10,000,000	
	上場株式等の譲渡	130,000,000	133,000,000	△3,000,000	
	先物取引	5,000,000	-	5,000,000	

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。  
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)	
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円	
	雑所得 (その他)				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	先物取引				

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	氏名	国税 一郎	
					取得費	取得等年月日	所得区分
株式 (上場株式等)	A不動産	2,000株	甲証券 本店	120,000,000 円	125,000,000 円	23・1・12	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
公社債 (上場株式等)	第〇回 C電気	10,000,000円	乙銀行 南口支店	10,000,000	8,000,000	23・1・12	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
株式 (一般株式等)	B興産	1,000株	×市〇〇町◇◇ 1-2-3	30,000,000	20,000,000	14・7・10	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
未決済 デリバティブ 取引	為替証拠金	100枚	丙証券 西口支店	5,000,000	—	29・1・12	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
計				165,000,000 <sup>Ⓐ</sup>			

(注) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 (「5のA」+「6のB」+「7のC」)	① 165,000,000	※ ① ≥ 1億円で、かつ、国外転出の日前10年以内における国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(所法60条の2)」の適用があります。
--	---------------	--

【平成 29 年分】

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。  
 なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	〇市×町△△1-2-3	フリガナ 氏 名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	東京 太郎 ( △△△-×××-〇〇〇〇 )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①	30,000,000 円	130,000,000 円
	その他の収入 ②		
	小 計(①+②) ③	申告書第三表⑦へ 30,000,000	申告書第三表⑦へ 130,000,000
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し た 費 用 等	取得費(取得価額) ④	20,000,000	133,000,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	⑥		
	小計(④から⑥までの計) ⑦	20,000,000	133,000,000
特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧		
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨	10,000,000	△3,000,000	
特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩		
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。 上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。)	⑪	申告書第三表⑥④へ 10,000,000	黒字の場合は申告書第三表⑥⑤へ △3,000,000
本年分で差し引く上場株式等 に係る繰越損失の金額(※3)	⑫		申告書第三表⑥⑦へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)	⑬	申告書第三表⑦③へ 10,000,000	申告書第三表⑦③へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)

特例適用条文

措法 条の  
措法 条の

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付

この【記載例3】では、国外転出の時までに株式等の譲渡がありませんので、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・一般株式等の譲渡」の収入金額等を「一般株式等」欄に記載し、「分離課税・上場株式等の譲渡」の収入金額等を「上場株式等」欄に記載してください。

(注) 平成28年分以後は、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に区分して、別々の分離課税制度として計算することとされました。したがって、原則として、これら相互の通算はできません。

# 平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印

住所 又は 事業所 事務所 居所など	〇市××町△△1-2-3	フリガナ	コクゼイ イチロウ
		氏名	国税 一郎

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

## 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面)の2も同じです。)

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

### (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額〕	①	3,000,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※) 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額〕	②	3,000,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	3,000,000

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の括弧書の金額〕のみを記載します。

### (2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
A不動産	5,000,000 円	円
合 計	申告書第三表②へ ⑤ 5,000,000	⑥
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑤-⑥) (赤字の場合には0と書いてください。)		④ 5,000,000

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

### (3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	△を付けて、申告書第三表⑥へ 0 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表⑥へ 2,000,000

(平成28年分以降用)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	㉒(前年分の付表の㉒欄の金額) 円	㉑(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ----- ㉓(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。) ㉗ (㉒ - ㉑ - ㉓) 円
本年の2年前分 (平成__年分)	㉔(前年分の付表の㉔欄の金額)	㉑(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ----- ㉓(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の前年分 (平成__年分)	㉕(前年分の付表の㉕欄の金額)	㉑(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ----- ㉓(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (㉑+㉒+㉔)		㉑	/
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (㉓+㉓+㉑)		㉓	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (㉒+㉗+㉕)		㉑	申告書第三表㉑へ(※2) 円

(注) [1面]の㉑欄及び[2面]の㉗欄、㉔欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の[1面]の「上場株式等」の㉑欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「㉒本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「㉒本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (㉒-㉑)	㉑	申告書第三表㉑へ 円 2,000,000
--	---	-------------------------

※ ㉑欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉑欄の金額が同㉑欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

# 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面)を参照してください。

(この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、「先物取引に係る雑所得等の説明書」を参照してください。)

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。

事業所得用  
譲渡所得用  
雑所得用

(平成 29 年分)

氏名 国税 一郎

		①	②	③	合計 (①から③までの計)	
取引の内容	種類	為替証拠金 米ドル/円				
	決済年月日	・ ・	・ ・	・ ・		
	数量	100	枚	枚	枚	
	決済の方法					
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	5,000,000	円	円	円	
	譲渡による収入金額(※) ②					
	その他の収入 ③					
	計(①+③)又は(②+③) ④	5,000,000			5,000,000	
必要経費等	手数料等 ⑤					
	②に係る取得費 ⑥					
	その他の	⑦				
		⑧				
		⑨				
	小計(⑦から⑨までの計) ⑩					
計(⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪						
所得金額(④-⑪) ⑫	5,000,000			5,000,000		

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の④(申告書第四表(損失申告用)は「1. 損失額又は所得金額」欄のFの④収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1. 損失額又は所得金額」欄のFの⑫)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1. 損失額又は所得金額」欄のFの⑫)に「0」と書いてください。

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

この【記載例3】では、国外転出の時までに先物取引の差金等決済がありませんので、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・先物取引」の収入金額等を記載してください。



《第三表》

平成 29 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用)

FA0036

上場株式等に係る譲渡損失の金額から、配当所得等の金額を控除した場合は、特例適用条文(措法第37条の12の2第1項)を記載してください。

住所 〇市××町△△1-2-3  
 氏名 コクゼイ イチロウ  
 氏名 国税 一郎

特 例 適 用 条 文			
法	条	項	号
所法	37	12	2
所法			
所法			

第三表 (平成二十八年分以降降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と

(単位は円)

収入金額	区分	短期譲渡		長期譲渡		課税	金額
		一般分	軽減分	一般分	特定分		
収入金額	短期譲渡	一般分	①				
		軽減分	②				
	長期譲渡	一般分	③				
		特定分	④				
	課税	軽減分	⑤				
		一般株式等の譲渡	⑥			30000000	
		上場株式等の譲渡	⑦			130000000	
		上場株式等の配当等	⑧			5000000	
	先物取引	⑨			5000000		
	所得金額	山林	⑩				
退職		⑪					
所得金額	短期譲渡	一般分	⑫				
		軽減分	⑬				
	長期譲渡	一般分	⑭				
		特定分	⑮				
	課税	軽減分	⑯				
		一般株式等の譲渡	⑰			10000000	
		上場株式等の譲渡	⑱			0	
		上場株式等の配当等	⑲			2000000	
	先物取引	⑳			5000000		
	税金の計算	山林	㉑				
退職		㉒					
税金の計算	総合課税の合計額	㉓			15000000		
	所得から差し引かれる金額	㉔			2000000		
	⑩ 対応分	㉕			13000000		
	⑪ 対応分	㉖			000		
	⑫ 対応分	㉗			000		
	⑬ 対応分	㉘			000		
	⑭ 対応分	㉙			10000000		
	⑮ 対応分	㉚			2000000		
	⑯ 対応分	㉛			000		
	⑰ 対応分	㉜			5000000		

税金の計算		金額
⑳ 対応分	㉕	2754000
㉑ 対応分	㉖	
㉒ 対応分	㉗	
㉓ 対応分	㉘	1500000
㉔ 対応分	㉙	300000
㉕ 対応分	㉚	
㉖ 対応分	㉛	750000
㉗ 対応分	㉜	
㉘から㉚までの合計	㉝	5304000
株式等	㉞	
配当等	㉟	
先物取引	㊱	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額)	特別控除額
----	----------	------	-------------	-------

申告書B第一表及び第二表の記載方法は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参考にしてください。

(注) 国外転出時課税制度の適用を受けて申告する方は、申告書B第一表の種類欄「分離」及び「国出」を「○」で囲ってください。

《第一表》

種類 青色 〇 〇 国出 損失修正